

番匠川圏域の減災に係る取組状況

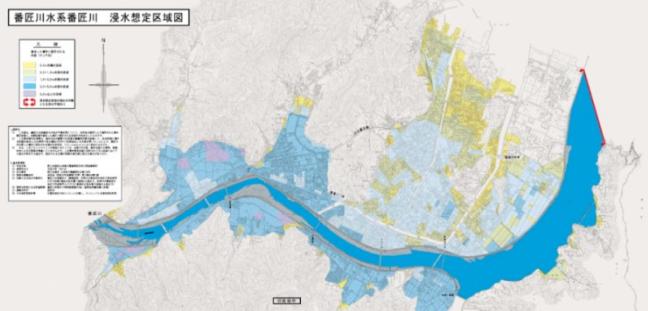
令和8年2月
番匠川圏域大規模氾濫減災協議会

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表。【県、国】
- ・洪水浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、全戸配布及び市のホームページへの掲載を実施。【市】



佐伯河川国道事務所HP掲載(洪水浸水想定区域図)



佐伯市HP掲載(洪水ハザードマップ)

●課題

- ・洪水浸水想定区域図等における洪水リスクが地域住民に十分に認知されていない。
- ・大規模氾濫が生じた場合、災害拠点病院等が浸水するおそれがある。

① 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション等の策定、公表 【国:完了、県:H29年度～】

これまでの取組

・【国】 H29年3月29日 番匠川(国管理区間)の浸水想定区域図、氾濫シミュレーション公表。
浸水ナビ(検索した地点の浸水シミュレーションを電子地図上で確認できるシステム)公表。

・【県】 H28～30年度 堅田川など県管理の水位周知河川について、浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション策定、公表済。

・【県】 令和2年度より、高精度な地形データ(DEMデータ)を用いて、危険箇所以外の土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、土砂災害警戒区域等の調査・指定を実施中

今後の取組

・【県】 R7年度 中江川など県管理の中小河川(94河川)において、浸水想定区域図を策定予定。

② 想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップの作成、周知 【市、(県)、(国):H29年度~】

これまでの取組

- ・佐伯市洪水ハザードマップが完成。(H30年度完成)
- ・洪水ハザードマップをH31年3月に全戸配布し、佐伯市ホームページにも掲載済。
- ・土砂災害ハザードマップ H30年度～作成中、終了した地区には全戸配布及びホームページへ掲載済。(R4年度全地区作成済)

今後の取組

- ・土砂災害警戒区域等の新規・変更指定に併せて、土砂災害ハザードマップを随時作成、配布

③ 災害拠点病院等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 【市、県、国:継続】

これまでの取組

- ・【市、県、国】H29年2月 要配慮者利用施設を対象に、浸水リスクと水害対策等及び、改正水防法に基づく施設管理者が作成する避難確保計画(洪水・土砂)についての説明会を開催。
- ・【国】災害拠点病院、地域防災計画指定公共機関へ、各種会議を通じて説明を実施。
- ・【県】洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設を対象に、県社会福祉協議会と連携した避難訓練支援を実施。
- ・【市(国)】要配慮者利用施設が作成する避難確保計画(洪水・土砂)の記入例及び様式をホームページへ掲載、さらに対象施設へ作成依頼文を郵送しフォローアップを実施。
その結果、災害拠点病院含む病院・診療所等は、H29・30年度で対象の42施設全てより提出あり。災害拠点病院の災害に対応した新病棟完成。

今後の取組～対象施設が作成する避難確保計画(洪水・土砂)のフォローアップを継続。

【市】・避難確保計画の計画的な見直しを推進していく。

佐伯市公式ホームページ Saiki-city official web site

トップページ 市役所の案内 暮らしの便利帳 お知らせ 観光ガイド 市政ガイド

ホーム 新着情報・お知らせ 文字を大きくするには サイトマップ

新着情報・お知らせ

要配慮者利用施設における避難確保計画作成のお願い

防災

水防法等の改正により、河川の氾濫による浸水想定及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられました。** 該当する施設の管理者は、下記を参考にそれぞれ避難計画を策定し、防災危機管理課まで提出をお願いします。**(提出期限:平成31年3月20日)** なお、様式を指定するものではありませんので、すでに作成済みの場合は、そのまま提出していただいて結構です。

※今年度提出に依頼する施設につきましては、個別に作成依頼文を郵送いたします。

該当施設、対象河川はこちで確認 ⇒ **今年度該当施設一覧表**

5. 病院・診療所等一覧

今年度該当施設					
洪水	土砂	番号	分類	地域	施設名
<input type="radio"/>	○	1	病院	宇目	神宮医院
<input type="radio"/>	○	2	病院	鶴見	鶴見診療所
<input type="radio"/>	○	3	病院	蒲江	岡本医院
<input type="radio"/>	○	4	病院	蒲江	御手洗病院
<input type="radio"/>	○	5	病院	蒲江	西野浦診療所
<input type="radio"/>	○	6	病院	蒲江	花井医院

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練

情報伝達の強化、避難計画等の策定

○これまでの課題

●課題

- ・高齢者等避難や避難指示、防災気象情報、洪水予報、水位情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていないことが懸念される。
- ・住民の地震、津波への関心は高いが、洪水に対する意識は低く、水防災の地域の自主的な避難訓練の参加率や防災講話要望が少ない。
- ・水防災教育の対象者は限定的である。

○現状の取組

- ・避難情報の発令判断の目安となる洪水予報・水位情報や防災気象情報等の発表を実施。【県、気、国】
- ・出前講座等により水防災教育を実施。【全ての機関】
- ・各地区にて、防災マップを作成。【市】



弥生 蕨野地区 防災マップ作成



出前講座(佐伯河川国道事務所資料)

●課題

- ・避難情報や防災気象情報、洪水予報・水位情報の意味やその情報により居住者等がとるべく行動が十分に認識されていない。
- ・近年の集中豪雨により、洪水に対する意識は、高くなっていると感じられるが、避難行動までには至っていない。
- ・浸水想定、土砂災害警戒区域の拡大により、指定緊急避難場所の確保が難しい。

④ 各地区において避難訓練を実施 【市、県：継続】

これまでの取組

令和6年度の実施状況

- ・全市一斉に避難訓練の実施(山間部のみ風水害時の訓練)(R6.9.1)
- ・佐伯市内238地区において避難訓練を実施予定だったが台風10号の影響により中止
(風水害想定 地区、土砂災害想定 地区、津波想定 地区 ※多重想定あり)
総参加人数 名

今後の取組

令和7年度の目標

1. 毎年実施している佐伯市地域避難訓練については、前年度比増を目指す。

2. 参加率向上を目指した検討内容

出前講座にて避難訓練の実施を促すとともに、市報・防災かわら版などによる周知を行う。

3. 洪水・土砂災害ハザードマップやタイムラインを活用した避難訓練を実施予定。

⑤ 学校などを対象とした水防災教育の実施

【全ての機関:継続】

H28年の市内小中学校の防災教育の現状

- ・H28.11月時点、佐伯市防災危機管理課の調査によると、市内全38小中校で防災教育を実施中。
- ・防災教育テーマの約7割は地震・津波が占める一方、風水害の内容が極めて少ない。

令和7年度の防災教育の現状

【市】

(1) 佐伯市生徒指導連絡協議会にて講話

市内全高校が参加する協議会にて、県防災アプリ、防災ハンドブック等の活用方法について説明。

(2) 生徒・児童を対象に、防災講話の実施。

令和6年度は、児童館1館、小学校9校、中学校4校、**支援学校1校**にて防災講話を実施した。

(R7.2.12現在)

【県】

令和7年度は上堅田小学校、昭和中学校を対象に防災教育を実施**予定**。令和8年度もホームページなどで呼びかけをおこなう**予定**。

【国】

令和7年度 弥生地区を対象に「マイ・タイムラインづくり」を実施。

【気】

令和7年度は船員災害防止協会九州支部大分地区支部、渡町台地域コミュニティ協議会で出前講座を実施。



上堅田小学校、昭和中学校にて防災教育



弥生地区にて「マイ・タイムライン」づくり



今後の取組

引き続き、国、県、市、河川協力団体と連携して学校や地域に「マイ・タイムライン」づくりを実施していく

⑥ 関係機関が実施する出前講座や津波防災講話等と相互に協力・連携した水防災の啓発活動の強化

【全ての機関:継続】

これまでの取組(継続)

【市】地区防災講話(H29年度22回)(H30年度33回)(R元年度36回)

(R2年度4回)(R3年度6回)(R4年度11回)(R5年度8回)(R6年度**23回**)

各種防災教育ハンドブック、パンフレット等を活用して実施



【市】地元住民、関係機関による防災パトロール(R6.5.16)

【市】防災講演会(R6.12.23)

【市】防災土養成研修(R6.9.2~3)

【国】R7年度は、市内小学校を対象に出前講座を実施**予定**。

【気】防災士養成大分県主催及び佐伯市主催の研修に講師を派遣

【県】防災士養成研修(R7.9.27~28)



今後の取組

・ホームページ、防災かわら板を活用し、水防災の出前講座のPR強化。

・防災講話にて、水防災の内容を、より充実させていく。

防災士養成講座(佐伯市)

佐伯市 防災手帳・ハンドブック・パンフレット

防災教育ハンドブック

防災教育ハンドブックは
世代に合わせて5種類あります。



わが家の防災手帳

外国人のための防災パンフレット

英語・韓国語・中国語・タガログ語・ベトナム語
インドネシア語・ミャンマー語の7か国語で作成



マイ・タイムライン 津波編 【災害時避難行動計画】

マイ・タイムライン 津波編 【災害時避難行動計画】

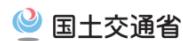
地震・津波発生時は、より早く・より高い場所へ避難しましょう。

<p>事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災リュックは持っていますか？ ・自分どこに避難するか知っていますか？ 避難経路は確認していますか？ ・連絡手段の確保と伝達方法を確認していますか？ ・災情報の入手手段を確保していますか？（スマートフォン、佐伯市防災・行政ラジオなど） ・津波到達間の目安【 】分は確認していますか？ （早くまで目安であり、もっと早く到達する可能性あり） 	<p>自分がいる場所 【 】</p> 
<p>地震発生</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ショットアウト（自分の身を守る行動）をする。少しのケガでも避難に支障を来します。 ※誰かが小さい場合はあります。 	<p>避難する場所 【 】</p> <p>災害が発生した時に【自分がいる場所】によって【避難する場所】や津波到達時間はちがいます。 事前に調べ、イメージしておくことが大切です。</p>
<p>避難行動</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する注意報、警報を確認しましょう。 ・ブロック壁や古い建物の近くは危険です。 ・道路が液状化すると歩きにくくなり、避難に時間がかかります。 ・佐伯市は独立地が多いので液状化の可能性は高いです。 	<p>避難経路に危険箇所がないか 事前に確認しましょう。</p> <p>危険箇所がある場合には、別の避難経路も考える必要があります。</p>
<p>避難完了</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報、警報が解除されるまで、待ちましょう。 <p>場合によっては甚害時間超過し続ける必要があります。身の安全の確保はできますか？</p>	
<p>津波到達 (地震発生から [] 分後)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達までに避難を完了しなければなりません。 	

⑦ 防災気象情報の改善 【気:継続】

令和7年度の取組状況

新しい防災気象情報（令和8年5月下旬から運用開始予定）



- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。（例：レベル4 大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<i><警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！></i>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する現行の情報



＜現在の河川氾濫等に関する情報＞

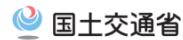
河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	約1,800河川	—	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数 (解析・予測)	表面雨量指数（流域雨量指数） (解析・予測)
情報 名 称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	大雨警報（浸水害）
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨注意報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	1	早期注意情報		

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

⑦ 防災気象情報の改善 【気:継続】

令和7年度の取組状況

河川氾濫・大雨に関する情報

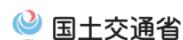


- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報**とし、「**レベル3氾濫警報**」等の名称で発表します。これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報**の発表は行いません。
- 水位周知河川**の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、**洪水予報河川への移行を促進**します。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。**

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	約400河川			-
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。		内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	当面は、大雨に関する情報でも扱う。		表面雨量指数・流域雨量指数（解析・予測）
情報名稱	5	レベル5 気象防災速報		レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 気象防災速報		レベル4 大雨危険警報
	3	レベル3 気象防災速報		レベル3 大雨警報
	2	レベル2 気象防災速報	洪水予報河川への移行を促進	レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報		早期注意情報

気象防災速報・気象解説情報



- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象**が発生または発生しつつある場合に「**気象防災速報**」を発表します。
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「**気象解説情報**」も適宜に発表します。

気象防災速報 …極端な現象を速報的に伝える情報（府県単位でのみ発表）



気象解説情報 …現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報（全国・地方・府県単位で発表）



⑧ 住民の避難行動を促すためのスマートフォン等を活用したリアルタイム情報などの防災情報ツールの普及活動 【市、県、国：継続、気：R7～】

これまでの取組（継続）

- ・【市】ホームページ、市報、防災行政ラジオ、防災かわら版、ケーブルTV、学校教育関係、記者発表、講習会、イベント、自治会活動において周知。
- ・【県】講習会・各種イベント時にチラシを配布、ホームページに掲載、SNS等で動画広告配信
- ・【国】防災情報ツール（ホームページ、携帯）の周知資料を作成し出前講座、防災教育、各種イベント時にちらしを配布、HPに掲載。

（R7～新規）

【気】ホームページ、市報、ラジオ、ケーブルTV、出前講座、チラシ配布

⑨ マスコミとの意見交換会の実施 【気、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・防災気象情報、河川情報等のマスコミとの意見交換会を実施。

【大分地方気象台】

R7年6月5日

各放送機関と防災気象連絡会

R7年12月開催予定

NHKと意見交換会

【佐伯河川国道事務所】

R7年8月7日

報道機関との防災情報意見交換会



R7.8.7 佐伯河川国道事務所

⑩ 「水防災意識社会」再構築に役立つ広報活動 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・水防災意識社会再構築協議会のホームページ開設。（コーナーを掲載）
- ・要配慮者利用施設への説明会を開催。
- ・番匠川の水防災意識社会再構築に関する概要資料を配布。
- ・協議会の結果を記者発表、ホームページに掲載。
- ・ケーブルTVでの広報。

今後の取組

- ・新たな取り組みについての情報を広報。

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・避難情報の発令判断の目安となる洪水予報・水位情報や防災気象情報等の発表を実施。【県、気、国】

これまでの洪水予報文(例)

番匠川氾濫危険情報

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。番匠川の番匠橋水位観測所(佐伯市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。番匠川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、佐伯市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

●課題

- ・避難情報や、防災気象情報、洪水予報等の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていないことが懸念される。

⑪ 発表の対象区域や避難の切迫性等が市長や住民等に確実に伝わる洪水予報文の改善

【気、国:継続】

これまでの取組

発表の対象区域や避難の切迫性等が確実に伝わる様、洪水予報文を改善

- ・主文に“堤防決壊等による”と記載。
- ・主文、見出しに警戒レベル相当の記述を追記。(令和元年5月29日から)
- ・避難すべき地区名を明記。
- ・国直轄河川の洪水予報の水位予測を、3時間先までから6時間先までに拡張(令和3年出水期から)
- ・3時間先の予測水位による氾濫危険情報を発表(令和4年6月13日～)

改善する主な洪水予報文等(例)

- | | |
|------------------|---|
| ○標題 | → “警戒レベル●相当情報”を冒頭 (=標題) に明示する。 |
| ○見出し | → 【警戒レベル●相当情報】の記載を「見出し」から発表文冒頭の「標題」に移動。 |
| ○主文 | → 変更なし |
| ○新規追加 | → 警戒レベル相当情報早見表 |
| ○氾濫による浸水が想定される地区 | → 泛濫箇所を記載 |

(氾濫による浸水が想定される地区)

泛濫箇所	泛濫による浸水が想定される地区※
○○市○○地区 (右岸)	■○○県 ●○○市 (○○地区、○○○地区、□□地区、□□□□地区) ●△△市 (△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

指定河川洪水予報を作成するシステムの更新に合わせ、図表を用いた分かりやすい表現と/orため、洪水予報文（PDF形式）の様式を変更。（XML電文は変更なし）新様式の運用開始。



〇〇川氾濫注意情報

〇〇川 洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

(本文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の□□水位観測所（□□市□□）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

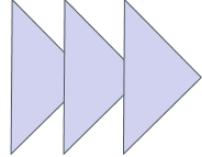
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位計測点	レベル1				レベル2				レベル3				レベル4			
		水位(m)	水位基準水位	氾濫注意水位	避難判断水位												
〇〇〇水位観測所 (〇〇市〇〇〇〇)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
△△△水位観測所 (△△市△△△△)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
□□□水位観測所 (□□市□□□□)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
〇〇〇〇水位観測所 (〇〇市〇〇〇〇)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
□□□□水位観測所 (□□市□□□□)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
□□□□□水位観測所 (□□市□□□□□)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
□□□□□□水位観測所 (□□市□□□□□□)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4
□□□□□□□水位観測所 (□□市□□□□□□□)	00日00時00分の水位	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.1	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.2	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.3	XXX.4	XXX.4	XXX.4	XXX.4



正規

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇〇川 洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(本文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫判断水位」に到達し、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)				
新着・更新	基準水位観測所名	対象河川	警戒レベル()相当	最新
	〇〇	〇〇川	△△	
	△△	△△川	△△	
	□□	□□川	□□	
	□□□	□□□川	□□□	
	□□□□	□□□□川	□□□□	
	□□□□□	□□□□□川	□□□□□	
	□□□□□□	□□□□□□川	□□□□□□	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一水位予報区内の基準水位観測所の発行時と区間ごとの警戒レベル相当値に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される区域に合わせて一律に表示しているものです。
警戒レベル相当見易表の見方について[防災用語]ウェブサイト:[早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabu/glossary/pc/term?key=hayashiya>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
1	警戒レベル1未満

(雨量)

多いところでは1時間に50ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
〇〇(〇〇市)	XX.XX	X.XX						

警戒レベル4相当

氾濫危険水位

避難判断水位

氾濫注意水位

ゼロ点高

[E=]XXX m

(主文)

(本文)

【警戒レベル4相当情報【洪水】】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□□□□□水位観測所（□□□□□□□市□□□□□□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位（〇〇〇.〇〇m）に到達しました。市町村からの避難情報を十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(参考)

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)				
新着・更新	基準水位観測所名	対象河川	警戒レベル()相当	最新
	〇〇	〇〇川	△△	
	△△	△△川	△△	
	□□	□□川	□□	
	□□□	□□□川	□□□	
	□□□□	□□□□川	□□□□	
	□□□□□	□□□□□川	□□□□□	
	□□□□□□	□□□□□□川	□□□□□□	

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
1	警戒レベル1未満

(参考)

〇〇川 口□□水位観測所（●●市△△）

(受け持ち区間は■■市※※から□□□町○○)

〇〇川 洪水警戒情報 (水位到達情報)	
新着情報	水位到達情報画面
	https://www.river.go.jp/keisaku/glossary/pc/term?key=hayashiya

問い合わせ先

国土交通省 〇〇川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000 (内線) 〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

パソコンから <https://www.river.go.jp>

携帯電話から

川の防災情報

水位到達情報画面

水害リスクライン

渓水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 〇〇川事務所 〇〇〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX



問い合わせ先

国土交通省 〇〇川事務所 〇〇〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練 情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・気象、河川水位、洪水予報、河川ライブ映像等の情報をホームページや放送局、アラームメールを通じて伝達。【県、気、国】

②避難に資するため、防災情報を入手。～川の防災情報～

「川の防災情報」(パソコン、スマホ、携帯)で、洪水予報等の情報を入手することができます。

②避難に資するため、防災情報を入手。～その他の防災情報～

河川情報アラームメール

九州地方整備局では、避難等の行動のきっかけとして、河川の水位・雨量が基準値を超えると、音録ユーザに対してアラームメールを配信するサービスを行っています。身近な観測所を任意に設定することができます。

登録方法
空メールの登録
QRコード
メールアドレスを直接入力もしくはQRを使用
Kasenalarm-entry@gsr.mlit.go.jp

河川カメラ(CCTV)画像の配信

(参考)佐伯河川国道事務所

YouTubeによるアリティーのある河川映像の伝達

〇九州管内の直轄河川2.0水系において新たにYouTubeによる河川ライブ映像の配信を開始。
〇住民に対して各河川の状況についてアリティーのある映像を伝達しており、番匠川水系では5地点となります。

整備局名	対象河川	カメラ数	配信開始日
北海道開発局	13水系4河川 (天塩川水系天塩川他)	14	令和元年、8月16日
近畿地方整備局	9水系15河川 (由良川水系由良川他)	16	令和元年、6月17日
中国地方整備局	2水系4河川 (高梁川水系高梁川他)	4	令和元年、7月3日
四国地方整備局	1水系2河川 (肱川水系)	4	令和元年、10月31日
九州地方整備局	20水系74河川	310	令和2年、6月5日

■現在配信中のYouTubeサイト

北海道開発局 近畿地方整備局 [高梁川] [太田川] 中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局

簡易型河川監視カメラ画像の提供

〇電源・通信ケーブルの確保不要で容易に設置が可能なカメラ。月明かり程度の明るさで静止画撮影が可能。
〇ズームや首振り機能を限定することでコストを縮減。
〇アリティーのある河川の状況を画像で伝えることで、住民の適切な避難判断を促す。

【特徴】

屋外に容易に設置

- 無線式の場合は電源・通信ケーブルの確保不要（無線通信、太陽電池等を利用）
- 機能を限りしコストを低減
- ズームや首振り機能は削除
- 機器本体価格は、30万円/台程度
- インターネットを経由して画像を収集
- 機器本体データ等と併せて提供

【配信イメージ】



「市報さいき」へ防災情報の掲載

- ・R6年7月
川の防災情報
- ・R6年8月
排水ポンプ場の運転調整

●課題

- ・防災情報を提供中であるが、住民の避難行動を促すことに対して十分でない懸念。
- ・河川ライブ映像の提供は、佐伯市ホームページ及びNHK等へ映像を提供しているが住民への周知が十分ではない。

⑫ HP等にて発信している防災情報の充実 【全ての機関:継続】

対象機関	これまでの取組(継続)	今後の取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ・さいき防災メール登録者へ、気象情報(注意報・警報)及び避難情報発信。 ・防災スピーカー、防災・行政ラジオにて、避難情報を放送。 ・現在の市役所ホームページに“防災情報”的バナーを設け、各種データを掲載中。(気象情報、避難情報については新着でお知らせ) ・市のホームページにて、防災カメラ34箇所を配信。 ・ケーブルテレビデータ放送にて、防災カメラ33箇所を配信。 ・警報発表中は、佐伯ケーブル112chにて防災ch放映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災かわら版や各種イベントにて、防災・行政ラジオやさいき防災メールをPRし、普及率及び登録者の向上を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページに“おおいた防災ポータル”的ページを設け、各種気象情報や災害情報を掲載中。 	
気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が予測される場合には、注意報・警報等を発表し提供 ・今後予想される雨量等や危険度の推移を時系列で提供、夜間の避難等の対応を支援する観点から可能性が高くなても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表。 ・大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、洪水警報の各キックル(危険度分布)について、気象庁HPで提供中。また、このキックルにハザードマップを重ね合わせて表示。 ・民間事業者がメールやスマホアプリを利用した、危険度分布等のプッシュ型通知サービスを開始。 ・気象庁HPを随時リニューアル ・線状降水帯に関する情報の提供開始(令和3年開始)、改善(令和4.5.6年) ・気象庁HPの洪水キックルと水害リスクラインの統合表示(R5.2.16開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報の体系整理(令和8年度に運用開始予定)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・メール、FAX、テレビ、ラジオ、インターネットにより洪水予報を情報提供中。 ・現在の事務所ホームページは、“防災情報ページ”を設け、他機関を含めた各種リンクデータを掲載中。 ・現在、事務所ホームページで河川ライブ映像を7地点公開中。 ・H29.5月から、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始。 ・防災情報ページを意識しやすい様、画面を改良し操作性を向上。 ・YouTubeによるアリティーのある河川映像の伝達を開始。 ・簡易型河川監視カメラ画像の提供。 ・多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの公表【R4.4.28】 	<ul style="list-style-type: none"> ・内外水一体の水害リスクマップ(浸水頻度図)の公表【令和7年度迄の予定】

⑬ 放送局への河川ライブ映像の提供 【国:継続】

これまでの取組(継続)

- ・佐伯市ホームページ等に河川ライブ映像提供中
- ・洪水時等にNHK及び民放3局へ河川ライブ映像を提供

今後の取組

- ・引き続き佐伯市ホームページ等に河川ライブ映像を提供する。

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練

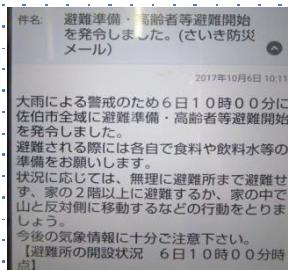
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

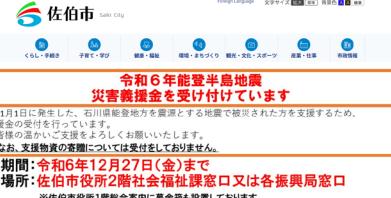
・【市】避難情報を、防災スピーカー、防災・行政ラジオ、緊急速報メール、さいき防災メール(登録者のみ)、広報車、水防団、ケーブルテレビ、市のホームページ、SNSにより伝達。



防災スピーカー



さいき防災メール



ホームページ

●課題

- ・防災・行政ラジオの普及率向上。
- ・緊急速報メールは携帯電話を持たない人に伝達できない。

⑭ 防災行政ラジオの希望世帯全戸配布 【市:H29年度～】

取組状況

- ・H29.5月より配布開始。引き続き、申請受付中。(R7.3末現在・申請率 73.3%)



防災・行政ラジオの特徴

- ①スイッチを切っていても、災害情報などの緊急情報は最大音量で自動受信
- ②通常のラジオとしても利用可能
- ③録音機能もあり、情報の聞き直しが可能
- ④通常は家庭内電源を使用しますが、停電時には電池モードへ自動切替
- ⑤緊急情報の受信をライトの点滅などでお知らせ
- ⑥ラジオの電波が入らない地域では、ケーブルテレビの線を利用した受信が可能
- ⑦ケーブルテレビの線につなぐと、地区的放送なども受信が可能

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

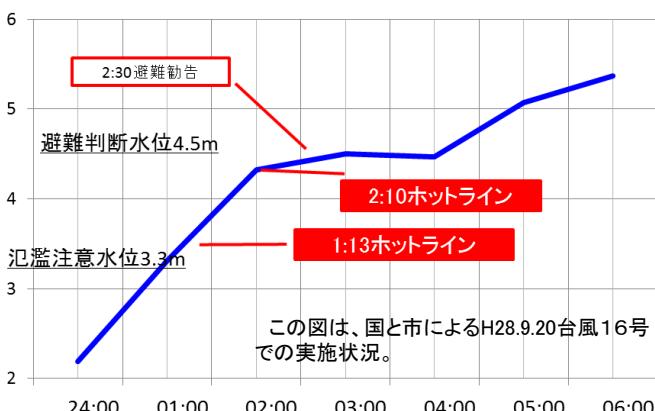
○現状の取組

- ・避難情報等の発令に関する基準を定め、「佐伯市避難情報等の判断基準・伝達マニュアル」に具体的な避難情報の発令基準や対象地域を明記。【市】
- ・避難情報の発令等に着目したタイムラインを策定。【市、国】
- ・佐伯市長などへのホットラインを実施。【市、県、気、国】

※参考(各機関のホットライン)

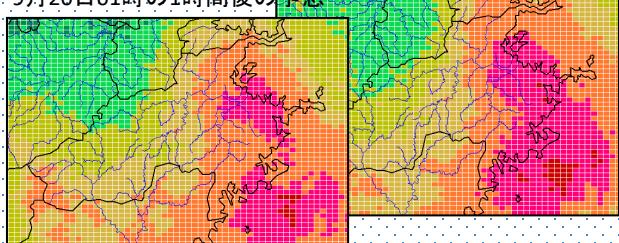
【気】

【国】 H28.9月台風16号 間庭橋(久留須川)



9月20日2時05分 気象台から佐伯市へ管理職間ホットライン解説、助言の内容（避難勧告を一部地域に発令していることは確認済み）。猛烈な雨の降る可能性はしばらく続く。さらに発達した雨雲は内陸部へも流れ込んでおり、土砂災害の危険度が内陸部もかなり高まっている。

9月20日01時の2時間後の予想
9月20日01時の1時間後の予想



ピンク色は解析雨量で、3時間降水量150 mm以上の予想の分布

【県】 市町村の避難情報等の発令等に係る支援について

市町村が避難情報等のタイミングを逸する事がないよう、防災気象情報を十分に活用し、避難情報等に繋がる河川水位情報を確実に伝達し、迅速かつ適切な避難情報等の支援に繋げる。



●課題

- ・急激な水位上昇の場合は、避難情報等の情報が間に合わないことが懸念される。
- ・タイムラインは洪水や訓練を踏まえた検証が十分ではない。
- ・防災関係機関が連携した災害時の行動を、より確実に行うことが不可欠。

⑯ 上流域の迅速な状況把握及び関係機関への情報提供・情報共有 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【市】水防団による巡視。各振興局との連携連絡。
- ・【県】雨量・水位情報メール。（県民安全・安心メール）
- ・【国】危険箇所の水位の把握。雨量・水位情報メール。県、市へ光回線により画像情報を提供。
災害時等協力業者等との意見交換

⑰ 洪水対応情報伝達演習の実施 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・出水期前に、国、県、市、気象台、陸上自衛隊等が参加し実施。
- ・関係機関へ水防警報、洪水予報等の情報伝達。ダム・水門など河川管理施設等の操作状況の確認、ホットライン等を実施。洪水対応演習R7.4.22

⑱ ホットラインの連絡訓練 【全ての機関：継続】

これまでの取組（継続）

- ・避難情報の発令をより確実に実施するため、防災気象情報や河川防災情報等の情報提供の訓練を実施。洪水対応演習R7.4.22

⑲ タイムラインに基づく実践的な訓練 【市、県、国、（気）：H29年度～】

タイムライン、水害対応チェックリストの検証及び改善検討 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・出水期の関係機関の防災体制を踏まえ、タイムライン、水害対応チェックリストの検証及び改善検討。
- ・出水期前に、タイムラインに基づく実践的な訓練を実施。（洪水対応演習で実施）

⑳ タイムラインの作成 【市、県、国：～R5年度】

これまでの取組（継続）

- ・佐伯市は番匠川に於いて、住民避難を主眼にしたタイムラインを作成済み。
- ・県管理の水位周知河川（7河川）についてもタイムラインを令和2年度に作成済。
- ・流域タイムライン作成済（R5.1.20作成・R6.2改正）

1) 急激な水位上昇などに対する迅速な避難行動のための、防災情報提供や水防災教育に関する取組

平常時における住民等への周知・教育・訓練
情報伝達の強化、避難計画等の策定

○現状の取組

- ・佐伯市地域防災計画において、避難場所を設定。H30年度は避難場所等を掲載。【市】
- ・市報及びホームページにて、災害事象(風水害・地震津波)を分け避難場所を周知、H30年度は、指定緊急避難場所、指定避難所を掲載。【市】



●課題

- ・避難場所までの避難経路上の危険箇所の把握が十分にできていない。
- ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合には、避難場所が不足することが懸念される。
- ・急激な水位上昇の際、避難場所開設の遅れが懸念される。
- ・浸水想定、土砂災害警戒区域の拡大により、指定緊急避難場所の確保が厳しい。

⑩ まるごとまちごとハザードマップ整備の検討 【市、(県)、(国): H30年度～】

⑪ 避難経路上の危険箇所マップ作成促進 【市、(国): H30年度～】

⑫ 避難場所の再検討 【市: H29年度～】

関連する取組相互のスケジュール(案)

No	実施項目	主体	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31～R2 年度	R3～ 年度
①	洪水浸水想定区域図等の策定・公表	国		公表			
①	洪水浸水想定区域図等の策定・公表	県			公表		
②	洪水ハザードマップの作成・周知	市 (県国)			全配布		
⑩	まるごとまちごとハザードマップの整備の検討	市 (県国)			選定モードの期間区分	実施	
⑪	避難経路上の危険箇所マップ作成促進	市 (県国)			実施	実施	
⑫	避難場所の再検討	市			実施	実施	

⑩ まるごとまちごとハザードマップ整備の検討 【市、(県)、(国):H30年度~】

今後の取組

- ・H30年度 国、県の洪水浸水想定区域図の公表を踏まえ、主要となる地区を選定。
- ・H31年度～ 選定した地区でワークショップ(地区、市、県、国)を実施し、まるごとまちごとハザードマップの整備検討を行う。



洪水関連標識設置イメージ
(まるごとまちごとハザードマップ実施の手引きH18.3月 国土交通省河川局資料)

⑪ 避難経路上の危険箇所マップ作成促進 【市、(県)、(国):H30年度~】

これまでの取組

- ・H30年度 国、県の洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の公表を踏まえ、主要となる地区を選定。

今後の取組

- ・H31年度～ 選定した地区でワークショップ(地区、市、県、国)を実施し、避難経路上の危険箇所マップを作成。

⑫ 避難場所の再検討 【市:H29年度～】

これまでの取組(継続)

- ・自主防災組織や自治会などと協議し避難場所を選定。
- ・学校施設等と協議し、避難場所を選定済み。
- ・台風等の大暴雨により浸水した施設及び土砂災害警戒区域の範囲に当たる施設については、隨時取り消し等の検討を行う。

今後の取組

- ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合の避難場所不足を想定した検討を行う。

㉓ 災害事象(洪水・土砂・津波)毎の避難場所の周知 【市:H29年度~】

これまでの取組

- ・風水害・地震津波の別を標記し、ホームページにて公開中。(市報にも掲載)

今後の取組

- ・まず避難する「指定緊急避難場所」の周知を徹底する。(水防災に特化)



<標識システム記載例:避難場所(津波避難ビル)と避難所を兼ねている場合>



H28.3月 内閣府資料

㉔ 地域防災拠点の検討・整備

【市:継続】

これまでの取組

- ・佐伯市総合運動公園を大規模災害時の地域防災拠点と位置付けており、救援物資等の集積・輸送拠点や支援部隊の活動拠点・医療救護所施設として使用。
- ・【整備済み】大型防災備蓄倉庫、屋内練習場(災害時荷捌所)、給水車専用給水栓、地方卸売青果市場、臨時ヘリポート、給食センター。どこでもスタンド(災害時専用臨時設置給油設備)

今後の取組

- ・拠点が災害時に効果を発揮するため、各関係機関と細部の調整・検討を行う。
- ・備蓄倉庫内の備蓄品がだれでもわかるよう、物資調達・輸送調整等システムの運用。

㉕ 避難場所の早期開設のための仕組み作り 【市:継続】

これまでの取組(継続)

- ・避難情報が発令された場所、指定緊急避難場所に指定されている施設のうち、市役所及び振興局、各地区公民館等を職員により開設する。(台風の進路等の状況に応じ、早めに開設することもある。)
- ・その他の指定緊急避難場所については、各区長等により開設をお願いしている。
- ・だれでも避難所を運営できるよう「避難所運営マニュアル」を作成して活用していく。



2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

避難誘導は水防団、自治会及び自主防災組織が実施【市】

佐伯市水防団(消防団)(R7.1.1現在)、56分団1,445名(うち女性21名)。

- ・台風接近時など、事前に土のうを準備し避難路の冠水を防止。
- ・地域で行われる避難訓練等に協力。

佐伯市内自主防災組織 (R6.4.1現在)組織数306 結成率93.5%(結成済み地区344地区／全368地区)

- ・毎年11月第2日曜日に実施する佐伯市地域一斉避難訓練時に、各自主防災組織等にて避難訓練を実施。
- ・その他、避難行動に関する取組として、防災研修会の開催、避難路巡視、危険個所巡視、初期消火訓練、避難誘導訓練等を行っている。

●課題

- ・避難行動要支援者の誘導体制がまだ十分に確立されていない。

⑥ 避難行動要支援者への避難誘導の仕組み作り 【市:継続】

これまでの取組(継続)

- ・要支援者のための福祉避難所(ディサービスセンター、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)を隨時募集中(現在36施設)。
- ・社会福祉課主導により、「避難行動要支援者名簿」を作成。
- ・区長を対象に説明会を開催し、協力者名簿の提出を依頼中。
- ・また、洪水・土砂災害の対象区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定済み。(保育所等児童利用施設36施設、老人福祉施設82施設、障がい者利用施設17施設、学校・幼稚園33施設)

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・出水期前に水防団、市、県、国等による水防訓練、重要水防箇所の情報提供及び合同巡視を実施。【市、県、国】
- ・出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施。【市、国】



R.7.5.25佐伯市水防訓練



R7.6.2水防連絡会



R.7.5.27合同巡視状況



H23年版

佐伯市消防年報

R5年版

水防（消防）団員の推移

H7～H26の20年間で、
水防（消防）団員の人員は約12万人減少しています。

現在、全国で約 87 万人の団員が
各地で水防活動に従事しています！



国土交通省水管課・国土保全局 H28水防月間リーフレット(6頁中段)

●課題

- ・水防団員が減少、高齢化している中で、人手不足となってきている。
- ・水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、正確な水防活動や情報共有ができないことが懸念される。

㉗ 水防活動の担い手となる水防団員の確保、水防協力団体の募集・指定の促進 【市:継続】

これまでの取組(継続)

- 新聞折り込み広告等を使用した消防団員(水防団員)の募集活動。
- 水防協力団体の募集及び指定。

㉘ 関係機関が連携した実践的な水防訓練や、水防に関する研修会等の実施 【市、県、国:H29年度～】

これまでの取組(継続)

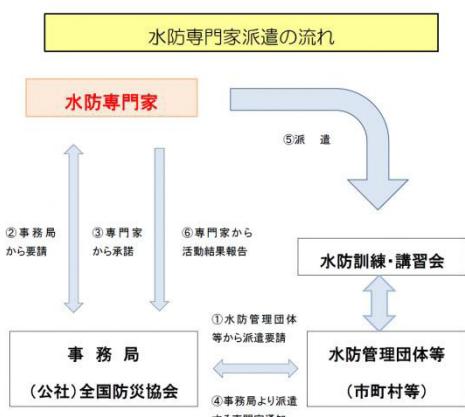
- 【市、県、国】佐伯市水防訓練の実施。(R7年度は5月25日実施)

今後の取組

- 【市】水防専門家派遣制度(全国防災協会)を使用し、水防団員を対象に講習会を実施。



公益社団法人 全国防災協会パンフレット抜粋



2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・基準水位観測所の水位により水防警報を発表。【県、国】
- ・災害発生のおそれがある場合は、ホットラインによる情報伝達を実施。【国】
- ・出水時にはメール一斉送信により水防団への水位情報伝達を実施。【市】



●課題

- ・基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の状況がつかみにくい。

㉙ トップセミナー等の開催及び重要水防箇所等の共同点検の実施 【全ての機関: 繼続】

これまでの取組(継続)

- ・トップセミナーの開催。

河川管理者と佐伯市長が、避難の時機・区域を適切に判断するための情報共有を実施。(R4.6.7)

○国・県南部地区災対(振興局)・県土木事務所・佐伯市の4者間で緊急時のホットラインの構築

- ・重要水防箇所等の共同点検の実施。

出水期前に、堤防が低い箇所などの点検を、国、県、市、気象台、消防、警察、自衛隊等が共同で実施している。R7年度は水防連絡会時の**6月2日**に実施。

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

- 確実な避難行動に関する取組
- 水防活動及び体制の強化に関する取組
- 排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・水防倉庫等に水防資機材を備蓄。【市、県、国】
- ・応急資機材に関する災害時の応援協定を締結。【市、県、国】

各関係機関保有の資機材の情報共有

【市】各種関係機関と協定締結。

【県】建設業協会と協定締結。

【国】建設業者、碎石組合、トラック協会と協定締結。

●課題

- ・複数箇所の水防対応や大規模な災害対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。

⑩ 洪水氾濫時の応急復旧に必要となる資機材等の確保のための調達計画の作成

【国:H29年度～】

今後の取組(継続)

- ・河川区域内のストック備蓄資材量及び災害協定締結(碎石組合、建設会社)先の資機材保有量の情報集約。
- ・大規模災害時の必要資材量を整理し、毎回見直しを実施。

⑪ 的確な水防活動を実施するための水防資機材等の必要量の確保 【市、県、国:継続】

これまでの取組(継続)

- ・【市、県、国】数量確認と、使用に応じて補充を隨時実施。
- ・【市】水防計画書に全機関の備蓄資材を記載。
- ・【国】水防倉庫位置を水防情報図に記載。鶴岡、弥生、三股

2) 確実な避難行動と社会経済被害の最小化のための、的確な水防活動に関する取組

確実な避難行動に関する取組

水防活動及び体制の強化に関する取組

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

○現状の取組

- ・出水時の排水ポンプ場、樋門等の操作は、操作規則に基づき開閉等を実施。【市、県、国】
- ・出水期前に操作点検、訓練を実施。【市、県、国】
- ・出水時には水閘門操作人へ水位情報伝達を実施。【市】
- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車輌・機器において、平常時から定期的に保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への教育体制も確保し、災害発生による出動体制を確保。【国】

●課題

- ・大規模な浸水被害が生じた場合、不測の事態により十分機能を発揮できないおそれがある。

③ 排水ポンプ場や樋門樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施 【市、県、国：継続】

これまでの取組（継続）

- ・【市、県、国】 排水ポンプ場や樋門樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施中。



排水ポンプ車による排水訓練実施状況
(佐伯河川国道事務所資料)

④ 大規模な浸水被害に対する緊急排水計画の検討や訓練の実施 【国：H29年度～】

今後の取組

- ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションをもとに、災害対策車の配置（支援）計画をもとに、図上訓練を実施する。

③ 洪水に対しリスクが高い区間の監視のための、簡易水位計や量水標の設置

【県、国:継続】

これまでの取組(継続)

- ・洪水に対しリスクが高い区間の監視のため、国では番匠川の32箇所に簡易水位計をH31.3月末までに設置。
- ・簡易型河川監視カメラ(9ヶ所)については、R1年度末までに設置済み。
- ・【県】簡易型河川監視カメラ(11基)を令和4年3月末までに設置済み。

今後の取組

- ・【県】河川監視カメラを設置している6か所に量水標を設置予定。

【大分県】

中小河川等における避難行動支援の充実（災害の危険性の見える化）

①中小河川等洪水時ハザードマップ作成支援

☑頻発する豪雨災害に対応するため、洪水浸水想定区域図の作成対象を中小河川（県管理河川）まで拡充し令和7年度までに作成



※背後に家屋等がある河川のみ対象
河川数は市町村の協議により変更の可能性あり

○洪水浸水想定区域図を基に市町がハザードマップを作成(R8まで)
中小河川等洪水時避難行動支援事業を創設し作成費用を補助

【浸水想定区域図作成スケジュール】

R5年度	R6年度	R7年度
・豊後高田市	・杵築市	・佐伯市
・国東市	・臼杵市	・大分市
・別府市	・津久見市	
・日出町	・九重町	
・由布市	・日田市	
・玖珠町	・中津市	
・竹田市	・豊後大野市	
	・宇佐市	

<効果>

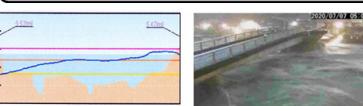
中小河川等での住民の避難体制を構築

②中小河川等への水位計・河川カメラ増設

☑住民の避難行動を促すための視覚情報を充実するため、従前の大規模河川等に加え、中小河川等へも水位計・カメラを増設

考え方
⇒過去に浸水実績のある河川
⇒浸水実績のある河川については、ハザードマップに加え、視覚情報を用いて、より緊迫感を持って避難行動を促す

◆水位計：既設127基 + 増設24基 = 計各151基設置 (R3済)
◆カメラ：既設 82基 + 増設68基



<効果>

視覚情報等の提供により、適切な避難行動を促進

③河川砂防情報システムの機能強化

課題
・豪雨時のアクセス集中時に処理能力以上のアクセスがあることによってサーバーダウンや、画面表示が遅くなることが発生
・県庁のシステムが故障した場合に、雨量や河川水位の情報発信ができないなくなることが発生

○外部への情報提供機能をクラウド化することによって、アクセス集中時と、県庁のシステム故障時でも雨量や河川水位の情報発信を継続

災害の危険性の見える化により、洪水等からの逃げ遅れが無いよう、適切な避難行動を促進

○実施主体: 大分県

○開始時期: R6～R8

○実施内容: 河川水位上昇時の住民の早期避難を促すため、量水標および避難目安の水位ラインを設置し、洪水危険度の異なる見える化を行い危機管理意識の醸成を図る

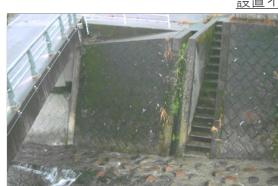
①取組を始める経緯、きっかけ

- ◆気候変更の影響に伴い頻発化・激甚化する豪雨災害
- ◆R5災害で18河川で氾濫が発生し5基の水位計が欠測

②取組状況

- 浸水被害により重大な被害を生じる恐れがある河川に視覚効果の高い量水標を設置

設置イメージ（監視カメラ映像）



【現状】



【設置後】

○水位計故障時も監視カメラや目視で水位の確認が可能
○周辺住民の危機意識の醸成

【設置箇所】

河川監視カメラを設置している6か所（番匠川水系）

わかりやすい河川情報の提供により、県民の危機管理意識を醸成、水災害からの回避を図る